消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

1　概要

課税事業者は、課税売上に対する消費税から、課税仕入れに係る消費税を控除した額を消費税として納付することとなっています。一方、補助事業として交付した補助金については、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。

補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するにあたり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

そのため、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合には、道が別に定める様式により報告していただくこととしています。

2　対象事業

（１） 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

（２） 介護及び障がい福祉サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

（３） 介護及び障がい福祉サービス事業所・施設等におけるサービス再開支援事業

上記事業の支給要領に仕入控除税額について次のとおり定めております。

【参考】

（支給の条件）

第10条 本支援金の支給条件は、次のとおりとする。

（５） 支援事業等完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、道が別に定める様式により速やかに、遅くとも支援事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに知事に報告しなければならない。

2　仕入控除税額の報告

（１） 報告が必要な場合

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）

（２） 報告期限

令和４年６月３０日

（３） 報告様式

ア　令和２年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式）

イ　入力用シート

ウ　添付書類

フローチャートを参考にしてください。

3　仕入控除税額（返還額）の納付

報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、道から事業者に対して納付書を

送付しますので、金融機関で返還金を納付してください。

4　提出先及び問合せ先

〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課交付金対策係

電話 011-206-0409（直通）